



令和 8 年 9 月 2 9 日

亀岡市議会議長 小川 克己 様

発議者 総務文教常任委員長 山本 由美子

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

いじめ重大化防止に向けた体制強化および支援体制の整備に関する意見書（案）

子どもたちが安心して学び、健やかに成長できる教育環境を構築することは、本市の最重要課題の一つであり、いじめの未然防止、早期発見および重大事態への迅速かつ適切な対応は極めて重要である。

近年、いじめの態様はSNS等を通じた不可視化や複雑化が進んでいる。こうした事態の深刻化を防ぐためには、学校内での対応にとどまらず、教育、福祉、医療、警察等の関係機関が一体となった切れ目のない支援体制の構築が必要とされている。

また、現場における実効性ある対応を担保するためには、いじめ対応に資する専門人材や指導体制の充実、ならびに持続可能な支援枠組みの確保が不可欠であり、これらを支える法的な基盤整備や財政措置が強く求められている。

本議会としても、いじめ重大化防止および子どもへの一貫した支援の必要性という趣旨に深く賛同するものであり、本市におかれては、現場の実情に即した総合的な施策を一層強力に推進されるとともに、いじめが発生しない環境整備について、以下の事項について強く求める。

記

1. いじめを発生させない環境づくりと未然防止策の推進

いじめの未然防止の観点から、子どもたちが主体的に学べる「楽しい授業・わかる授業」の推進や、児童生徒が互いを認め合い「失敗しても安心・安全だと実感できる集団（学校環境）」づくりに向け、教員の指導力向上や学校風土の改善に対する支援を講じること。

2. 指導体制の強化と専門人材の確保・財政支援

学校におけるいじめ防止・相談体制を強化するため、加配教員の確保をはじめとする指導体制の拡充を図るとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等の専門職の定常的・継続的な配置に必要な財政措置を講じること。

3. 地域の実情に応じた取り組みを支える制度整備

各地方自治体において、地域の実情に応じた実効性あるいじめ防止策や支援施策が円滑に展開できるよう、本市としての指針の明確化とともに、必要な法令上の措置および柔軟な財政支援を行うこと。

4. 関係機関との一貫した連携支援体制の構築支援

いじめの長期化や重大化を防ぐため、教育委員会や学校と、福祉・医療・警察等の関係機関が迅速に情報を共有し、一体となって対応できるネットワーク体制（市長部局関与型支援体制）の普及および環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月1日

亀岡市長	}	宛
亀岡市教育委員会教育長		

亀岡市議会議長 小川 克己